

ワークショップ等まとめ素案に対する出石メンバーからの意見
(事前提出)

第2条第2号

- ◆ 「行政」という言葉と定義づけには、やや違和感があります。
確かに、先例を見ても、市というと市行政を指しているのか、議会や市民を含めて表しているのかわかりにくいです。
しかし、「行政」という用語を逗子市の機関を指して定義するのは誤解を招かないでしょうか。せめて「市行政」ですか。「市の機関」ではまずいのでしょうか？

第3条第2項

- ◆ 法令の解釈運用については、自治基本条例を意識（整合を図る）しなくてよいのでしょうか。条例が法令を超えるというのではなく、自治基本条例に規定された基本的原則を踏まえて法令を運用することは当然のことですし、自治法2条12項や13項からしても（大元は憲法94条）、職員に対しても大事な意識付けになると考えますが。

第4条

- ◆ この基本理念は、総合計画（基本構想）の内容と符合しています。明確に説明できる必要があると思います。（自治基本条例は、基本構想の前提となるもの）

第8条（2条）

- ◆ 「事業者」の定義は必要ありませんか。特に逗子市の場合、明確にしたほうが良いと考えます。

第10条第2項

- ◆ 市長の宣誓については、職員の先生についても地方公務員法を受けた条例での定めがあるのと同様、「市長の宣誓条例」を別途定めたほうが良いと考えます。したがって、この規定にも「別に条例の定めに従い」などとしてはどうでしょうか。

第 14 条

- ◆ 逗子市にはすでに住民投票条例があります。この規定で「別に条例で定めるところにより」とすると個別設置型も読めることになるので、逗子ならではの対応として、書き方を工夫してはいかがでしょうか。

第 15 条

- ◆ 協働の推進の具体的な取り組みは、他の制度との平仄も含め、「別に条例で定める」べきではないでしょうか。

第 18 条・第 19 条

- ◆ 子どもや若い世代の参加・協働を盛り込むことは結構なことですが、自治基本条例制定後の取り組みが問題になります。絵に描いた餅にならないよう、制定段階から心して考えておく必要があります（実際にこうした規定がまったく死んでいる例が少なくありません）。

第 24 条

- ◆ 総合計画の策定は、「別に条例で定める手続に従い、」などと規定したほうがいいのでは。

IV 市政運営

この章の中に「行政手続制度」と「苦情・不服申出制度」の根拠となる規定が必要ではないでしょうか。

○追加検討したほうが良い事項

- ◆ 素案には「危機管理」あるいは「非常時における対応」といった規定がありません。自治基本条例の制定が進んでいたのは、東日本大震災より前でした。それも、自治基本条例の内容は平時のものです。激甚災害のような非常時には、自治基本条例に沿った対応はできうべきもありません。細かな規定は不要ですが、こうした危機管理体制の場合の督促的な規定をおくことを、いま自治基本条例を制定するならば考えるべきではないかと思います。
- ◆ 制定時には想定していない自治基本条例に基づく制度化を条例で行うことになった場合、セットで自治基本条例を改正し、自治基本条例から個別条例を導き出すように対応することが望ましいと考えます。同様に、すでにこの構図を取っている情報公開条例や個人情報保護条例などについては、自治基本条例制定の際、個別条例を改正し、「自治基本条例第〇条の規定に基づき」などと整理することが望ましいと考えます。